

様式 1

事業報告書

(自 令和03年05月01日 至 令和04年04月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 征友会 ねぎ歯科医院
 - ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 - ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 - 出資額限度法人 その他
 - ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 雲仙市瑞穂町西郷辛1041番地1
- (3) 設立認可年月日 平成12年08月25日
- (4) 設立登記年月日 平成12年09月08日
- (5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	根木 卓也	
理事	根木 節子	
理事	根木 良征	
理事	根木 克明	
監事	根木 一	

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	ねぎ歯科医院	雲仙市瑞穂町西郷辛1041番地1	

- (2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項
 - 令和03年06月17日 令和2年度決算の決定
 - 〃 剰余金処分の決定
 - 〃 理事、監事の選任
 - 〃 役員報酬総額の決定

法人名 医療法人征友会 ねぎ歯科医院
 所在地 長崎県雲仙市瑞穂町西郷辛1041番地1

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
 (令和 4年 4月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	25,739	I 流 動 負 債	4,748
II 固 定 資 産	30,108	II 固 定 負 債	25,000
1 有 形 固 定 資 産	23,485	負 債 合 計	29,748
2 無 形 固 定 資 産	1,509	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	5,114	科 目	金 額
		I 出 資 金	10,000
		II 積 立 金	16,099
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	26,099
資 産 合 計	55,847	負 債 ・ 純 資 産 合 計	55,847

法人名 医療法人征友会 ねぎ歯科医院
 所在地 長崎県雲仙市瑞穂町西郷辛1041番地1

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

損 益 計 算 書
 (自 令和 3年 5月 1日 至 令和 4年 4月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	70,381
2 事業費用	74,437
本来業務事業損失	4,056
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	4,056
II 事業外収益	3,304
III 事業外費用	95
経常損失	847
IV 特別利益	1
V 特別損失	0
税引前当期純損失	846
法人税等	71
当期純損失	917

様式 2

法人名 医療法人征友会 ねぎ歯科医院
 所在地 長崎県雲仙市瑞穂町西郷辛1041番地1

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

財 産 目 録
 (令和 4年 4月30日現在)

1. 資 産 額	55,847 千円
2. 負 債 額	29,747 千円
3. 純 資 産 額	26,099 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	25,739
B 固 定 資 産	30,108
C 資 産 合 計 (A+B)	55,847
D 負 債 合 計	29,748
E 純 資 産 (C-D)	26,099

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。	
土 地	(■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式6

監事監査報告書

医療法人 征友会 ねぎ歯科医院
理事長 根木 卓也 殿

私は、医療法人 征友会 ねぎ歯科医院の令和3会計年度（令和03年05月01日から令和04年04月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年6月27日

医療法人 征友会 ねぎ歯科医院

監事 根木 一